

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2007 年 3 月 5 日 (月) ~ 3 月 9 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

議 題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4 .	コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5 . a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の規準への変換
6 .	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準
7 .	コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の改訂
8 .	分析法に関する国際機関間会合の報告
9 .	その他の事項及び今後の作業
10 .	次回会合の日程及び開催地
11 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2007 年 3 月 3 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催された。

第 28 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）概要

1．開催日及び開催場所

平成 19 年（2007 年）3 月 5 日（月）～3 月 9 日（金）

ハンガリー（ブダペスト）

2．参加国及び国際機関

53 加盟国、EC（欧州共同体）、8 国際機関及びコモロス(オブザーバー)から計 155 名が参加した。

3．我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長	山田 友紀子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 企画官	小林 秀誉
厚生労働省医薬食品部食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
国立医薬品食品衛生研究所食品部 室長	松田 りえ子
国立医薬品食品衛生研究所食品部 主任研究官	渡邊 敬浩
社団法人日本食品衛生協会	杉本 敏明
社団法人日本食品衛生協会	井上 誠

4．主要議題の検討結果

議題 3 承認できる分析法の評価規準

a) 承認できる分析法の評価ガイドライン案（ステップ 7）

ニュージーランドが主導する作業部会が作成した文書について、科学的なピアレビューや対象の明確化（コーデックス内部向けなのか各国政府向けなのか）の必要性についての意見が出されたため、ガイドラインの内容に関連する 3 報の科学論文が出版されるまでガイドライン作成作業を一時停止し、ステップ 7 に留めることに合意した。

b) 分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案（ステップ 7）

輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すもので、前回長時間の議論の末、ステップ 5 に進めたもの。

ニュージーランドから内容を大幅に変更する修正案が出されたこと、また、本議題開始直前に、EC より使用する原理を変更する修正案が CRD として提出されたことから、まずどの文書を検討のベースにすべきかについて議論が行われた。EC は自らが提出した文書をベースにして議論すべきと主張したが、わが国から、多くのメンバーはステップ 6 で回付されたガイドライン案を精査し、コメントを提出してきていること、EC の文書もそれらコメントの一部であることなどから、回付文書を検討のベースにすべきと発言し、多くの国に支持された。その結果、回付文書に基づき議論することとなった。

まず、文書全般についての議論が行われ、EC は、現行のガイドライン案で採用されている「室間再現性」ではなく、「分析の不確かさ」を判断の基準とすべきと主張し、発展途上国もその重要性を支持した。わが国は、公的試験所認定を要件とするのではなく、

CAC/GL 27 にあるように ISO 17025 へのコンプライアンス(遵守)を記述すべきと主張、米豪両国の支持を得た。

その後、1 章(対象範囲)と 2 章(前提条件)について長時間討議し、いくつかの修正について合意した。それ以降の部分についても多くのコメントが出されていることから、議論を停止し、今後、以下のように作業を進めることとされた。

- 今回修正された 1 章と 2 章、現行文書のそれ以降の部分及び欧州連合のコメントの 1, 2 章を除く部分を[]に入れたもの、についてステップ 6 でコメントを求める。
- 次回部会において、総会に最終案を送る目的で再度議論する。

議題 5 b) 微量元素分析法の規準への変換

まず、スウェーデン、NMKL (ノルディック食品分析委員会) が重金属の基準値とそれへの適合性を検査するための分析法が満たすべき規準及び過去承認された分析法とこれらの規準の関係などをまとめた文書を説明した。米国などの多くの国が、この文書は有用であること、既存の分析法を規準に変換するための段階的な手順を加えるとさらに改良される等、発言した。いくつかの国からは、重金属以外の汚染物質についてもこのような規準を示して欲しいとの要望があった。わが国からは、「精確さ」などの用語についての修正案を提案した。

スウェーデン、ノルウェー、NMKL および関心のある諸国が、コーデックス部会及び各国政府向けに分析法を規準に変換する方法についてのガイダンスを作成するために本文書を改訂することとなった。また、次回会合において、その改訂文書に基づき、本件を新規作業として開始するかどうかを決定することとなった。さらに、重金属の規準の表は例として改訂文書にも含めること、ダイオキシン類およびダイオキシン類似 PCB 類の分析法の規準についても考慮することに合意した。また、既存の重金属分析法が規準に合致しているかどうかの評価は、分析法の承認作業の一部として行うことにも合意した。

議題 6 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準

会期直前に数か国が非公式に集まり、改訂文書を CRD として提出したが、これはコーデックスの手続きに則っていないこと、また、会議中に提出されたため内容を精査する十分な時間が無かったことから、電子的作業部会が引き続き現行文書の改訂、プロジェクトドキュメントの作成及び政府向けのガイドライン作成の必要性について検討することとなった。また、必要に応じて、今回と次回の CCMAS の間に物理的作業部会を開催することとなった。

議題 7 コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の改訂

コーデックス手続きマニュアルに含まれるサンプリング方法の確立と選択に関する記述の中に、失効したガイドラインを参照している部分があるため、その修正をわが国が第 28 回総会(2005 年)において提案した。2006 年の第 23 回一般原則部会(CCGP)が、本件については CCMAS が検討し、アップデートすべきと結論したため、わが国が今回の CCMAS に作業文書を提出した。必要最小限の変更に留めた案とサンプリング法の選択のための情報を追加した案の 2 パターンの文書を提案したところ、後者が多くの国に支持されたことから、後者の案が承認のため CCGP に送られることとなった。